

宇都宮市上乘せポイント付与事業  
キャッシュレス決済事業者登録要領

令和2年8月6日

宇都宮市

## 目次

1	はじめに	1
(1)	はじめに	1
(2)	用語の定義	1
2	事業全体概要	2
(1)	事業目的	2
(2)	宇都宮市上乘せポイント付与事業に係る補助の概要等	2
3	公募の対象となるキャッシュレス決済事業者	4
(1)	公募の対象となるキャッシュレス決済事業者	4
(2)	公募の対象となるキャッシュレス決済事業者の要件	4
(3)	キャッシュレス決済事業者が実施する業務	4
4	キャッシュレス決済事業者の登録に係る手続	5
(1)	キャッシュレス決済事業者の公募	5
(2)	応募手続	5
(3)	提出書類	5
(4)	提出書類の受付期間	7
(5)	キャッシュレス決済事業者の登録及び公表	7
5	その他	7

### <様式一覧>

「宇都宮市上乘せポイント付与事業 キャッシュレス決済事業者登録申請書（様式1）」

「キャッシュレス決済事業者登録決定通知（様式2）」

「宇都宮市上乘せポイント付与実施計画書」（様式3）

## 1 はじめに

### (1) はじめに

本登録要領は、宇都宮市における上乘せポイント付与事業を実施するキャッシュレス決済事業者に向けて、事業内容等の概要やキャッシュレス決済事業者の登録に関する要件等を記載したものである。

なお、今後、上乘せポイント付与事業費補助金の交付手続等を定める交付要綱を策定、公表する予定である。

### (2) 用語の定義

#### ア キャッシュレス決済事業者

本登録要領において、以下のいずれかに該当する事業者を「キャッシュレス決済事業者」という。

- ① 資金決済に関する法律第2条第1項に定める前払式支払手段発行者又は同条第3項に定める資金移動業者（〇〇ペイなど）
- ② 資金決済に関する法律第2条第17項に定める銀行等であって、為替取引に必要な免許を受けた事業者
- ③ 割賦販売法に基づき包括信用購入あっせん業者の登録を受けた事業者（クレジットカード会社など）又は同法第35条の17の5第1項第5号ニに定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者（販売業者に対して、クレジットカード番号等を取扱うことを認める契約（加盟店契約）を締結することを業とする事業者）
- ④ ①から③までに掲げる事業者のほか、日本に居住する消費者に対するキャッシュレス決済サービスおよびこれに付随したマイナポイント付与を行うことが可能な事業者

#### イ キャッシュレス決済サービス

電子マネー、QRコード決済等、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済サービスを「キャッシュレス決済サービス」という。

#### ウ マイナポイント

マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定して国のマイナポイント事業に申込した者が、キャッシュレス決済サービスに一定金額を前払等した場合に政府が実施するマイナポイント事業により付与される当該キャッシュレスサービスで利用可能なポイントを「マイナポイント」という。

#### エ マイナポイントの申込

マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定した者が、自ら国のマイナポイント事業で利用するキャッシュレス決済サービスのうち一つを選択することをいう。

## 2 事業全体概要

### (1) 事業目的

マイナンバーカードの普及促進と新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている市内店舗での消費喚起による市内経済の活性化を図るため、国が実施するマイナポイント事業にあわせて、宇都宮市において、市民のマイナンバーカード取得や市内店舗での消費への誘引となる上乗せポイント付与を行うものである。

※ マイナポイント事業とは、マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定してマイナポイントを申し込んだ者が、キャッシュレス決済サービスに一定金額を前払等した場合に、マイナポイントとして、当該キャッシュレス決済サービスで利用可能なポイント等を付与することにより、消費税率引上げに伴う需要平準化策として消費の活性化を図ると同時に、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的として実施されるものである。

### (2) 宇都宮市上乗せポイント付与事業に係る補助の概要等

#### ア 補助の概要

マイナポイント事業によるマイナポイントの付与と連動して、キャッシュレス決済サービスで利用可能なポイント等をキャッシュレス決済事業者が独自に上乗せ付与する事業に対し、宇都宮市内の店舗における支払いを条件として補助金を交付するものである。

#### イ 独自の上乗せによるポイント付与の内容及び付与対象期間

令和2年9月1日（火）から令和3年3月31日（水）までの間のうち、マイナポイント事業において、消費者が自ら選択したキャッシュレス決済サービスを用いて、宇都宮市内の店舗で物品等を購入した場合、マイナポイントの付与と連動して、当該マイナポイントの付与されるIDに対し、当該キャッシュレス決済サービスで利用可能な1,000円分のポイントを予算の範囲内で付与する。なお、当該IDに対する付与は、全期間を通じて1回のみとする。

※ 予算の範囲を超えた場合には、付与対象期間を短縮することがある。

#### ウ 補助対象事業者

本登録要領に基づき、登録されたキャッシュレス決済事業者を対象とする。

#### エ 補助対象期間

##### ① 補助事業開始日

補助事業の開始日は、宇都宮市が補助金の交付を決定した日（交付決定日）とする。

##### ② 補助事業完了日及びポイント付与に係る精算

補助事業の完了日は、補助対象事業の検収日とする。補助事業によるポイント付与の対象期間は、令和3年3月31日（水）までとし、宇都宮市は、付与対象期間終了後、補助対象事業者が提出する実績報告等によりポイント付与に係る総額の確定を行うものとする。

#### オ 補助率

補助率は、10/10以内とする。

#### カ 補助金の算定方法

独自の上乗せポイント付与による補助金額の算定については、キャッシュレス決済事業者単位で算出した「ポイントの発行数」及び「ポイントの失効率」を基に算定することとし、具体的には、以下の算定式によることとする。

補助金額＝①ポイント単価×②期間中のポイント発行数×（1－③ポイント失効率）

① ポイント単価

1 単位のポイント金額換算価値をポイント単価とする。

② 期間中のポイント発行数

期間中のポイント発行数は、マイナンバーカードを取得しマイキーIDを設定した者が、一つのキャッシュレス決済サービスを選択した後、当該キャッシュレス決済事業者が自らのキャッシュレス決済サービスを選択した者であることを確認した上で、当該者が宇都宮市内の店舗において物品等を購入した者を対象者として、当該対象者が行った決済に応じて、キャッシュレス決済事業者が発行した総ポイント数とする。

※ 「決済に応じて、キャッシュレス決済事業者が発行」とは、キャッシュレス決済事業者において、付与対象期間内で1つの決済に対して、1,000円分のポイントを付与することをいう。

③ ポイント失効率

ポイント失効率は、国のマイナポイントで定める「失効率の算定手順書」及び「失効率申告書」を用いて算出することとし、宇都宮市は、補助対象事業者に対し、その計算根拠となる「失効率申告書」の提出を求める。

※ 失効率の算出に当たっては、過去のキャンペーン等で付与した期間限定ポイント等本事業で付与されるポイントと有効期限が異なるポイントは含まずに算出すること。

※ 失効率の算出に当たっては、そのデータが従前の会計処理等で活用されたものであるかどうか、宇都宮市は、補助対象事業者に対し、公認会計士の確認を求めることとする。

※ ポイント失効率の算定手順書に基づき算出された失効率とキャッシュレス決済事業者が会計処理時に用いている失効率に差がある場合、宇都宮市は、補助対象事業者に対し、会計処理時の失効率の提出を求める場合がある。

キ 補助対象経費等

① 補助対象経費

キャッシュレス決済事業者が、補助対象期間中の対象となる取引について行う上乗せポイント（マイナポイント事業及び本事業以外のポイント付与を除く）の付与に対して、上記に掲げる補助金の算定方法により算出された金額を、補助対象経費とする。

② 補助対象外となる経費

以下の経費については、補助対象外とする。

- ・ 不当な取引として宇都宮市が別に定めるものに該当する上乗せポイント付与相当額
- ・ その他、宇都宮市が補助対象外と判断した経費

③ 他の補助金との重複

宇都宮市上乗せポイント付与事業費補助金と国又は地方公共団体（宇都宮市を除く。）からの補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできないものとする。

### 3 公募の対象となるキャッシュレス決済事業者

#### (1) 公募の対象となるキャッシュレス決済事業者

宇都宮市上乗せポイント付与事業においては、マイナポイント事業のキャッシュレス決済事業者登録要領に基づき、国の補助金事務局に登録されたキャッシュレス決済事業者と連携して事業を実施することから、本事業の趣旨を理解し、以下の(2)に掲げる所定の条件を満たす事業者を、マイナポイント事業の登録キャッシュレス決済事業者の中から公募により選定するものとする。

#### (2) 公募の対象となるキャッシュレス決済事業者の要件

ア マイナポイント事業の登録キャッシュレス決済事業者であること。

マイナポイント事業のキャッシュレス決済事業者登録要領に基づき、国の補助金事務局に登録されたキャッシュレス決済事業者であること。

イ 独自の上乗せポイント付与が以下に掲げる所定の条件で実施可能であること。

##### ① 独自の上乗せポイント付与に係る条件

独自の上乗せポイントの付与は、原則としてマイナポイントの付与と同様の方法で実施することができる事業者であることとし、宇都宮市内の店舗において、物品等の購入の日以後2か月以内の範囲でキャッシュレス決済事業者が任意に一定の期間を設定して行うことができる事業者であること。

ただし、令和3年3月中における物品等の購入に係る付与については、市の指定する期間の範囲でキャッシュレス決済事業者が任意に一定の期間を設定して行うことができる事業者であること。

##### ② 独自の上乗せポイント付与の対象者に係る条件

キャッシュレス決済事業者は、マイナンバーカードを取得しマイキーIDを設定した者が、1つのキャッシュレス決済サービスを選択した後、当該キャッシュレス決済事業者が自らのキャッシュレス決済サービスを選択した者であることを確認した上で、当該者が宇都宮市内の店舗において、物品等を購入した者を対象者として上乗せポイントを付与することができる事業者であること。

##### ③ 独自の上乗せポイントの条件

独自の上乗せポイントは、原則としてマイナポイント事業と同じものとし、本事業の対象となるキャッシュレス決済サービスと併せて又は単独で、当該キャッシュレス決済サービスが使用できる全ての店舗において幅広く物品等の購入の決済時に電子的に日本円で換算可能な利用ができるものその他これに類するものとして宇都宮市が認めるもの（主に特定商取引の利用に充てられるものを除く。）であること。

#### (3) キャッシュレス決済事業者が実施する業務

ア 独自ポイントの付与に係る報告等

独自ポイントを付与するキャッシュレス決済事業者は、宇都宮市がキャッシュレス決済事業者の契約店舗数等に応じて定める宇都宮市上乗せポイント付与実施計画（予算配分計画）に基づき、対象者に独自ポイントの付与を実施することとし、ポイント付与の実績について1か月以内の範囲でキャッシュレス決済事業者が任意に一定の期間を設定して報告すること。

イ 独自ポイントの付与状況の閲覧性の確保

キャッシュレス決済事業者は、独自ポイントの付与状況等について、対象者への通知、対象者が閲覧できる履歴の表示、対象者からの個別の問い合わせへの対応等のうち少なくとも一つの方法により、対象者に独自ポイントの利用状況を説明できる体制を整えること。

ウ 情報の公表への同意

対象者に対して提供するキャッシュレス決済サービス、独自ポイントの付与方法、付与のタイミング等の情報を他のキャッシュレス決済事業者の情報とともに公表することに同意すること。

エ 不当な取引を防止するための措置

不当な取引を防止するための措置を適切に講じること。また、対象者に帰責する不当な取引に対して、提供するキャッシュレス決済サービスの使用を停止し、宇都宮市又はキャッシュレス決済事業者に損失が生じた際に、損失額に相当する金額を対象者に請求するための根拠となる会員規約その他の規定を備えること。

オ 本事業の周知・協力等

本事業の周知に可能な限り協力し、消費者に対する制度の理解を促進すること。

カ 補助金に係る情報の保存

本事業において取得した補助金に係る情報について、事業完了後5年間保存すること。

#### 4 キャッシュレス決済事業者の登録に係る手続

##### (1) キャッシュレス決済事業者の公募

宇都宮市上乘せポイント付与事業においては、マイナポイント事業のキャッシュレス決済事業者登録要領に基づき、国の補助金事務局に登録されたキャッシュレス決済事業者と連携して事業を実施する。

このため、本登録要領に定める全ての要件を満たすマイナポイント事業のキャッシュレス決済事業者の応募を受け付けるものとする。

##### (2) 応募手続

本登録要領のキャッシュレス決済事業者の応募手続は、4-(3)に記載の提出書類をメール若しくは郵送にて提出すること。

[提出先] 宇都宮市役所 経営管理課 宛  
住所：〒320-8540 栃木県宇都宮市旭 1-1-5  
E-Mail：[u05000700@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u05000700@city.utsunomiya.tochigi.jp)

##### (3) 提出書類

	書類名称	形式	備考
1	宇都宮市上乘せポイント付与事業 キャッシュレス決済事業者登録申請書（様式1）	PDF	・市ホームページから、様式をダウンロードすること。
2	役員名簿	PDF	・書類提出時点の、全ての役員を記載（執行役員を除く）。

3	会社概要		PDF 又は URL	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「業種」「資本金」「従業員数」の確認ができる会社パンフレット等。</li> <li>・ホームページ等でも可</li> </ul>
4	キャッシュレス決済事業者の要件を満たすことを確認できる書類(提供するサービスに該当するものすべて)	登録済通知書又は登録証明の写し	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸金移動業者</li> <li>・銀行等(為替取引に必要な免許を受けた事業者を除く)</li> <li>・包括信用購入あっせん業者</li> </ul>
		管轄する財務(支)局長宛てに提出した前払式支払い手段の発行届出書又は登録申請書の写し	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家発行者は発行届出書の写し</li> <li>・第三者型発行者は登録申請書の写し</li> </ul>
		主管局担当課より、通知された登録済通知書又は主管局担当課が発行した登録証明の写し	PDF	クレジット番号等取扱契約締結事業者
5	個人情報保護のための情報セキュリティ基準に関する書類	個人情報の保護のために、個人情報の適正な取り扱いがされていることを示す第三者認証の認定書	PDF	申告した第三者認証を受けたことを示す証明書の写しをすべて添付すること。 例：JIS Q 15001, ISO/IEC 27001
		個人情報の許可のない利用を防止するための体制、インフラが整備されていることを示す第三者認証の認定書	PDF	申告した第三者認証を受けたことを示す証明書の写しをすべて添付すること。 例：PCI DSS
6	キャッシュレス決済サービス及び付与するポイント等の概要が確認できる書類		PDF 又は URL	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレス決済サービス及び付与するポイント等の双方の書類を提出。</li> <li>・複数のキャッシュレス決済サービスを提供する場合には、登録するサービス毎に添付すること。</li> <li>・ホームページ等でも可</li> </ul>
7	キャッシュレス決済サービス及び付与するポイントの利用規約・約款(ひな形でも可)		PDF 又は URL	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレス決済サービス及び付与するポイント等の双方の書類を提出。</li> <li>・複数のキャッシュレス決済サービスを提供する場合には、登録するサービス毎に添付すること。</li> <li>・ホームページ等でも可</li> </ul>



8	本要領 3-(2)の各要件を満たす方法を説明する書類	PDF	複数のキャッシュレス決済サービスを提供する場合には、登録するサービス毎に添付すること。
---	----------------------------	-----	---

#### (4) 提出書類の受付期間

令和2年8月6日（木）～令和2年8月20日（木） 必着

#### (5) キャッシュレス決済事業者の登録及び公表

宇都宮市は本要領で定めた条件を満たすと認められる事業者に対して、本事業における登録を行う。また、登録に際して、各キャッシュレス決済サービス事業者と、必要に応じて面談を行う場合がある。

本事業における登録が完了したキャッシュレス決済事業者に対して、宇都宮市は登録の完了を通知するとともに、結果を宇都宮市ホームページ等にて公表する。

## 5 その他

本募集要領は公表した時点の情報であり、補助金交付要綱を制定した際に内容を変更する可能性がある。

(様式1)

宇都宮市上乘せポイント付与事業 キャッシュレス決済事業者登録申請書

令和 年 月 日

(あて先) 宇 都 宮 市 長

住所又は所在地

名称

氏名又は代表者名

(社印等省略可)

担当者所属・職・氏名

担当者連絡先

「宇都宮市上乘せポイント付与事業 キャッシュレス決済事業者登録要領」に定める事項を確認した上で、本要領に記載の「公募の対象となる決済事業者に係る要件」を全て満たすため、宇都宮市上乘せポイント付与事業におけるキャッシュレス決済事業者としての登録を申請します。

1 添付書類

- (1) 役員名簿
- (2) 会社概要
- (3) キャッシュレス決済事業者の要件を満たすことを確認できる書類  
(提供するサービスに該当するものすべて)
- (4) 個人情報保護のための情報セキュリティ基準に関する書類
- (5) キャッシュレス決済サービス及び付与するポイント等の概要が確認できる書類
- (6) キャッシュレス決済サービス及び付与するポイントの利用規約・約款(ひな形でも可)
- (7) 本要領3-(2)の各要件を満たす方法を説明する書類

(様式2)

宇都宮市上乘せポイント付与事業 キャッシュレス決済事業者登録通知書

令和 年 月 日

登録事業者 様

宇都宮市長 佐藤 栄一  
(公印省略)

令和 年 月 日付で申請のあった宇都宮市上乘せポイント付与事業におけるキャッシュレス決済事業者の登録については、公募要件を全て満たすことから、貴社を、本事業におけるキャッシュレス決済事業者として、登録します。

宇都宮市 行政経営部 経営管理課  
業務管理グループ  
TEL : 028-632-2035 FAX : 028-632-5425  
E-Mail : u05000700@city.utsunomiya.tochigi.jp

(様式3)

宇都宮市上乗せポイント付与実施計画書（予算配分計画）

	事業者名	市内の契約店舗数	付与割合	総ポイント数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				